

「二条公園及び桜井公園せせらぎ清掃作業」仕様書

1 件名

二条公園及び桜井公園せせらぎ清掃作業

2 目的及び概要

二条公園及び桜井公園内のせせらぎ部分において、流域部分に付着している藻や土、砂利等を高圧洗浄等で清掃除去するもの。

3 期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 場所

京都市上京区主税町地内（二条公園内）ほか

5 範囲

位置図及び別添現況写真の赤色部分





6 内容

せせらぎの流域部分において付着している藻や土、砂利等を高圧洗浄等で清掃除去を行うこと。

藻や土、砂利等はせせらぎ外に流出させずに、土のう袋等に入れて、当事務所管理の今宮倉庫(別紙)に運搬すること。

7 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完了写真、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 土のう袋等を現場で乾燥させるために仮置きする場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。ただし、必要以上に長期間仮置きすることは認めない。
- ・ せせらぎの流水は、止めることも流すことも可能なため、作業時の希望があれば監督職員と協議すること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・ 地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と1週間以上前に事前に協議すること。
- ・ 必ず対象地や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。

8 支払条件

作業完了後、範囲において適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。